

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○根本委員長 これにて中川君の質疑は終了いたしました。

次に、長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。よろしくお願いをいたします。

今日、答弁登録は総理大臣のみにしておりまして、よろしくお願いをいたします。

まず、総理、昨年の十一月二十六日に後藤大臣と堀内ワクチン担当大臣と首相官邸で面談をされておられます。十一月二十六日でございますけれども、これはどんなことを話し合ったのでございませうか。

○岸田内閣総理大臣 十一月二十六日の打合せ、会議ですが、御指摘をいただきましたので、事前に通告いただきましたので確認をいたしました。

昨年十一月二十六日は、ワクチンの三回目接種の接種間隔について、厚生労働省の原則八か月後との方針に対し自治体からその原則の例外の取扱いを明確にするよう要望があり、医療機関や高齢

者施設等でクラスターが発生した場合などは例外的に六か月間隔で接種しても差し支えないことを自治体に伝えるとともに、今後の我が国の感染拡大に備えて、八か月を待たずして接種を行う範囲について更に検討していくことについて報告を受け、そしてそれにしっかりと取り組むよう指示をしたという会議、打合せでありました。

○長妻委員 そうすると、総理は、六か月接種についてはクラスターが発生した医療機関や高齢者施設の関係者などに限定する、こういうことで了解をして、そうしろというふうに指示をされたということですね。

○岸田内閣総理大臣 接種間隔については、この委員会でも度々申し上げたように、八か月という専門家の意見等をベースに議論を始めましたが、その後、感染状況ですとか各国の状況等もしっかり把握した上で、接種間隔を前倒しする、こうした取組を進めてきたということでもあります。

○長妻委員 いやいや、私が聞いているのは、六か月に短縮できる対象はクラスターが発生した施設の関係者、入所者などに限定だ、これについて総理から指示をしたわけですね。

○岸田内閣総理大臣 十一月二十六日の段階では、そういった報告を受け、それを徹底するように指示をした、こうしたことであります。

○長妻委員 これは、私はちよっとおかしな話だと思いませんか。

といいますのは、配付資料の一ページ目を御覧いただきますと、時系列的にまとめられています。午前中も江田議員から詳細な質問があったと思う

んですが、非常に私はこの間の経緯が不可解です。

まずは、始まりは、去年の十一月十五日、ここにあります。予防接種・ワクチン部会、厚生労働省の部会で、厚生労働省の官僚の皆さんも相当努力されたと聞きました、六か月に短縮することを実現したいということ。そこでこういうことを決定したわけですね。二回目接種完了からおおむね八か月以上、これは総理おっしゃるとおりなんです。ただ、六か月以上ということも接種可能であるということも明確にさせたことと議事録に書いてあるわけですね。地域の感染状況を踏まえて、自治体の判断によって六か月以上ということを決着したんですよ、ここで。ところが、その後、ブレーキをかける動きが閣僚の発言から出てきた。これは前回も、総理がいなくてこの予算委員会でも触れました。

そして、極めつけは今の話ですよ。元々は、十一月十五日に、自治体の判断で、地域の感染状況を踏まえてできるということ、自治体からも問合せが来ましたが、よかったです。これで六か月でできる、うちはやりたいという問合せが来ましたが、声も上がりましたが、十一月二十六日にいきなり、六か月というのは、これはクラスターが発生した施設などに限定すること、もう本当に、制約とか、絞りに絞られちゃったわけですよ。ワクチンというのは、これは言うまでもないですけれども、予防接種というんですよ。子供でも分かりますが、予防接種なんです。クラスターが発生しているところに接種するって、予防接種じゃないじゃないですか。流行後接種じゃない

ですか。

何でこんなばかな縛りを総理が指示をしかけたんですか、総理。これは、総理の責任、重大ですよ、総理。

○岸田内閣総理大臣 この会議においては、自治体の方から、原則八か月後という方針に対して、例外の取扱い、これを明確にしてもらいたいという要望があり、厚生労働省の方でその基準、考え方を整理したということを経験を受けたということでありませう。

そして、先ほども申し上げたように、八か月を待たずして接種を行う範囲について更に検討していくこと、これも併せて指示をしています。

こうした議論の積み重ねによって、八か月原則とされていたものが前倒しをされていく、こうした取組を進めていくことにつながったと考えております。

○長妻委員 総理、いや、前段はそのとおりだと思いますよ。

つまり、あっ、六か月なんだ、自治体の判断、感染状況を踏まえてということ、それで自治体からもよかったという声もいただきました。ただ、厚生労働省が、その基準、じゃ、どういう場合なのかというようなことについて曖昧だったから、それを明確にするというのは、それは分かりますよ。

ただ、これは絞るといふ話じゃなかったんですよ。明確にして、このワクチン部会の理念を実現する、この結論をきちっとなぞるような形で六か月というのを、範囲を広げていく、こういうよう

なことだったのに、いきなり十一月二十六日に、クラスターが発生したところなどだけだということとで絞られたわけですよ、総理。

これは、総理、反省してもらわないと困りますよ、何かすつとぼけた感じで答弁されていますけれども。総理、総理が指示したわけでしょう。だから、総理、なぜこういうような縛りを了解しちやったんでしょうか。これは反省を本当にしてほしいと思うんですが、いかがですか、総理。

○岸田内閣総理大臣 これは、自治体から、この例外の基準を明らかにしてもらいたいという要望に対して、厚生労働省として考えを整理したという報告を受けたわけでありませう。そして、その報告を受けて、そして引き続きこの前倒しの範囲についてしっかりと検討することを指示をしたというのがあの会議のありようであります。こうした議論の過程でのやり取りであったと考えております。

○長妻委員 指示しちや駄目じゃないですか、クラスターのところだけ六か月なんて。こういう話はワクチン部会が出ていないですよ、そんな話。何でそういう話を、総理、了解して指示したんですか。

これは総理に聞きますけれども、総理、じゃ、今から考えるとこれは間違っていた、今から考えるとこれは制限し過ぎた、こういう反省はないですか、総理。

○岸田内閣総理大臣 十一月二十六日の段階で厚生労働省としての考え方を整理したということであり、より具体的な整理については、是非厚生労働大臣に確認をしていただきたいと思ひます。

その報告を受けたわけですが、報告を受けた上で、更に前倒しを検討することを私の方から指示をした、これが十一月二十六日のやり取りであったと記憶しております。（発言する者あり）

○長妻委員 今話がありましたように、最高責任者が認めたわけですよ。それでよろしゅうございませうかと来て、いいですよ。聞く力ということを経験おっしゃっていますけれども、聞くにしても、ちよつとこれは了解しちや駄目ですよ、この案件は。この当時でもですよ。だって、十一月の十五日と違うんですから。

反省もないわけですか、総理。

○根本委員長 厚生労働大臣後藤茂之君。

○長妻委員 いや、私が今しゃべっている最中、しゃべっている最中ですよ。

○後藤国務大臣 事実だけ、確認を……

○長妻委員 ちよつと待って、しゃべっている最中ですよ。しゃべっている最中で、何で指すんですか、これ。

○根本委員長 じゃ、内閣総理大臣岸田文雄君。

○長妻委員 これはちよつと委員長に抗議します。ちよつと待って。委員長に抗議しますが、私が今しゃべっている途中で、質問をしていないのに、なぜ指名するんですか、委員長。質問して、しゃべっている途中ですよ。質問を、しゃべっている。これは初めてですよ、私、予算委員会です。しゃべっている途中に指名するなんて初めてですよ。委員長、ちよつと謝罪しなさい。

○根本委員長 じゃ、厚生労働大臣、下がってください

い。

じゃ、長妻昭君。（長妻委員「委員長、ちよつと言つてくださいよ。今しゃべっている途中だったのに」と呼ぶ）

私も、最後までしゃべっていると思つて、指名しました。最後の質問で、質問の後で、私は指名したつもりでした。そこはちよつと意見の相違があったと思う。

長妻昭君。

○長妻委員 じゃ、それは認識の違いということですね。しゃべっている途中でした、私は。

総理にお尋ねするんですが、三回目のワクチン、これは遅いという認識はありますよね、総理、遅いという。スタートが遅かったわけですよ。その八か月、六か月で手間取つて遅くなったということで、それで極めつけはこの限定、限定したことですよ。

これについて、総理、反省というのはあるんですか。それだけ教えてください、総理。反省というのがあるかどうか、総理。

○岸田内閣総理大臣 我が国においては、一回目、二回目の接種のタイミングがあり、その後、一定期間を空けて三回目の接種を行わなければならない、こういった状況の中、条件の中で三回目の接種に取り組んできました。

そして、結果として、この接種、三回目接種事態、タイミングも各国に比べて一步遅れているという御指摘、これはそのとおりだと思います。

しかし、国民の命、そして安全に関わる課題について、科学的なエビデンスに基づいて我が国と

しても取り組んできたと思えます。

そして今、現状において、接種を進めなければいけない、加速化させなければいけない、これはそのとおりであると認識をし、政府としてもしっかり取り組んでいきたいと考えております。（長妻委員「いや、反省があるのかと聞いています。ちよつと、今、答えていない。反省があるのか」と呼ぶ）

先ほどから申し上げているように、そういった経緯の中で接種の現状があります。是非そういった経緯も振り返りながら、全力で接種の加速化、努めていきたいと考えております。（長妻委員「いや、反省があるのかと聞いています」と呼ぶ）

事態は今進行しています。国民の命、そして健康を守るために全力で取り組むのが政府の責任であると認識をしています。

そうした取組を進めた上で、国民の皆さんがどう評価されるか、これはしっかりと受け止めていきたいと思っております。（長妻委員「総理はどう考えているのか。国民の皆さんじゃなくて、総理はどう考えているのか」と呼ぶ）

私がどう考えているかという御質問でありますので、今申し上げた考え方を申し上げた次第であります。

引き続き、政府の責任を果たすべく全力で取り組んでいきたいと考えております。

○根本委員長 長妻昭君。（発言する者あり）

内閣総理大臣岸田文雄君。

○岸田内閣総理大臣 三回目接種への取組につい

ては、先ほど来申し上げてきたとおりであります。その一つ一つに様々な指摘があること、これについてはしっかりと受け止めたいと思えますが、しかし、今、現状において、接種の加速化に全力を注ぐ、これが政府の責任であると思ひ、しっかりと取り組んでいきたいということを先ほど来申し上げております。

○長妻委員 総理、これ、私が申し上げたいのは、やはり教訓を得て、今、最中だからその教訓を得て、それを糧にして進まなきゃいけないんですよ。そういう意味では……（発言する者あり）ちよつと、やじ、注意してください。

○根本委員長 静粛をお願いします。

○長妻委員 そういう意味では、これ、今から、じゃ、振り返つてみると、いいですよ、当時は反省しないということですね、当時は間違っていないかった、そういう理解でいいんですね。つまり、クラスター発生のところだけに限定したとか。

じゃ、今から振り返ると、ここはこうしておけばよかったとか、ここは間違いなかったという、そういう反省、それはありますでしょう。それをちよつとおっしゃっていたください。

○後藤国務大臣 少し、前提になつていいる事実が整理されていないと思うので申し上げますけれども、二十六日の日に、原則八か月に自治体の判断で六か月まで縮められるのは、医療機関等のクラスターもありますけれども、同一保健所管内でクラスターが複数発生した場合に、その地域においても接種できるということになっております。

それから、十五日の審議会でございますけれど

も、原則八か月ということをごさいますけれども、ただし、地域の感染状況等を踏まえて、自治体の判断により八か月より前に追加接種を実施する場
合においては、薬事承認の内容を踏まえ、六か月
以上の間隔を空けることとしてはどうかという事
務局提案に対して、それをそのまま了承したとい
うことをごさいますので、私の説明と審議会はそ
ごをしておりませんし、クラスターだけについて
の話ではなくて、地域の問題も含めて、二十六日
はお話をし、そして、総理に報告をした上で、今
後とも感染の状況を踏まえて、六か月の検討も含
めてという御指示もいただきました。

○長妻委員 今回の話であれば、全然違うじゃない
ですか。

三回目のワクチンについて、ワクチン部会では、
おっしゃったとおりですよ。六か月について明確
にさせたと。地域の感染状況、自治体の判断で
きる、こういうことなのに、絞ったじゃないです
か、クラスターに限定して。ここに通知、ありま
すよ、二十六日に出た。絞っているじゃないです
か。自治体がびっくりしちゃったわけですよ、こ
れで。話が違うと。私のところにいっぱい問合せ
が来ましたよ。おかしいじゃないですか。

これ、総理、先ほどの質問に答えていただいて
いないんですが、じゃ、今から考えると、ここは
間違っていた、この点はちよつとこうすればよ
かったということはないんですか。あると思うん
ですが、それを言っていただければと。

○岸田内閣総理大臣 ワクチンの接種間隔につい
ては、八か月という原則から始まって、今、六か

月に短縮すべく全力で取り組んでいます。

その取組を進める中であって、いろいろな具体的
な指示が出た、そしていろいろな議論が行われた
そのことについて一つ一つ挙げるならばいろいろ
考えることはありますが、しかし、そういった努
力を進めることによって、今六か月を目指して努
力をしていくわけですので、その加速化に向けて
全力で取り組みたいと改めて思っているところで
あります。

○長妻委員 これは本当に本能的議論だなと思
うんですよ。過去は振り返らずに、これから頑張
るんだからいいじゃないかみたいな話じゃないです
か。細かいことはいろいろあつたと。細かくない
ですよ、この話は。私は一番でかいと思うんです
よ、これは、総理の判断で。みんな不安になって、
両大臣が総理に相談に行ったわけですよ。総理は
いとも簡単にオーケーしちゃった。

これは、ワクチンが、三回目が早ければ亡くな
らなかつた方というのは多くおられたと思います
よ。第五波よりも、第六波の累積でお亡くなりな
った方が多いわけですからね。

総理、もう少し早く打っていれば助かる命を助
けられたのにと、そういうような何かこう、心の
中で葛藤みたいなのはないんですか、何にも。も
う少し早ければ助かった命が多くあつた、そうい
うような思いというのはないんですか、総理。

○岸田内閣総理大臣 新型コロナ対策、そしてオ
ミクロン株への対応については、オミクロン株の
特性を踏まえた上で、医療提供体制の充実と、予
防、検査、早期治療の流れの強化、これにしか

り取り組んできた。この対策のポイントは、この
全体像をしっかりと用意するということであつたと
思っています。

そして、その一つ一つについては様々な指摘が
ある、これは謙虚に受け止めたいと思います。し
かし、この全体像をしっかりと用意することが大
事であつたと思います。そして、亡くなられた方
々には改めて哀悼の意を表しながら、是非、この
全体像をしっかりと稼働させる努力をしっかりと続
けていきたいと思っております。

○長妻委員 いや、私は本当に冷たいと思います
よ。

菅総理も、ちようど一年前、この予算委員会で、
大変申し訳なく思うと、死者が相当出てしまつた
ことについて、亡くなつた方が出てしまつたこと
についておわびされました、真摯に。

もう一つ気になるのは、この前の木曜日に総理
が記者会見されたときに、私、ちよつと耳を疑い
ましたけれども、必要な医療は提供されています、
病床あるいは重症者病床はまだ余力があります、
こういうお話をされているんですね。ちよつと私
耳を疑いました。

これは、第五波よりも第六波、亡くなる方は累
積で多いし、厚生労働省によつても、HERI-S
YSで自宅死と入力された方が、今年に入つて第
五波と並ぶような人数になりました、自宅死が。
警察の調査でも、相当な数が御自宅で亡くなつて
おられます。私も、いろいろ伺いますと、入院
できずに施設で亡くなつた高齢者はたくさんおら
れます。

そういう意味では、これは是非、この発言を訂正してほしいんですよ。すぐ樂觀的に聞こえるわけですね、必要な医療を提供しています、余力がまだありますと。地域によっては必要な医療が提供されていない、今、それが私は実態だと思うんですが、こういうふうに訂正していただけないか、総理。

○岸田内閣総理大臣 先ほど申しました全体像に基づいて医療提供体制をしっかりと用意することに努力をしてきました。そして病床の数、そして稼働率を引き上げる、こうしたことによって、昨年夏の状況と比べましても一・三倍の病床を用意した、そして見える化を図ってきた、こうしたことであります。そして、全体像としては、病床の数、重症病床の数、これは余力があるということを示上げてきたわけであります。

御指摘のように、現実には様々な混乱や不都合があるということ、これは謙虚に受け止めなければならぬと思います。だからこそ、柔軟な病床の使用等についても絶えず工夫をしていかなければいけない、努力をしているということでありませう。様々な指摘、批判、これはしっかりと受け止めながら責任を果たしていく、これが政府の役割であると思っております。

○長妻委員 様々な批判を受け止めていないですよ、総理。なぜ、まだ余力がある、必要な医療が提供されているのであれば、自宅でどんどん人が亡くなるんですか、総理。

総理、病床使用率、確保病床ということの意味、御存じですか。確保病床が、即座にそこに人が入

れるわけじゃないんですよ。一般の入院者もそこにおられる場合もあるし、あるいは、一つの病院で何人もが同時に入院する、同時に退院するということとはできないわけですよ。

そういう意味では、分科会の専門家もおっしゃっているのは、コロナ病床使用率八〇％程度が運用の限界だ、こういうふうに通っているわけですね、地域によっても違いますし。例えば、ある病院では、病床使用率四〇％だけでも、高齢者が入院するので介護に人手が取られるため、四〇％なんだけれども、病床は空いていても新たな受け入れは難しい、こういう状況になっているんですよ、今。

例えば、男性でも、発症五日後に入院できず死亡、高齢者施設、酸素飽和度が七〇％台、こういう例がたくさん報告されているんですよ、総理。ですから、総理の話聞いてみると、すぐ樂觀的に聞こえるわけですね。最悪の事態なんか想定していないじゃないですか。

是非、地域によっては必要な医療が提供されていないというようなことをお認めになったらいかがでしょう。そこから対策が始まりますよ。

○岸田内閣総理大臣 まず、病床の確保、これは誠に重要です。だからこそ、昨年の夏の状況と比較しても、しっかりと病床を確保しなければいけない、努力をしてきた。その結果として、昨年の夏は、もう重症病床も含めて満杯状況でありましたが、今、今日、昨年の夏の四倍の新規感染者が報告される中にあっても、全体像として、病床あるいは重症病床の数、これは余力があるというこ

とを申し上げているわけでありませう。

そして、こうした病床の数を用意すること、これは大変重要であるといつて取り組みましたが、御指摘のような、様々な不都合が生じていることについては謙虚に受け止めますということをお願いいたします。

だからこそ、東京都や大阪府と協力しながら、医療人材は国が責任を持ちながら臨時の医療施設を用意するとか、病床の運用についても、コロナ病床をコロナ以外の患者に使うといった柔軟な運用を促すとか、様々な努力を国としてもしなければいけない、そういった問題意識で取り組んでいきます。

用意した病床、これがしっかりと活用されるように、引き続き、様々な指摘をしっかりと受け止めて、努力を続けていきたいと考えております。

○長妻委員 何にもお答えになっていないですね。繰り返すばかりですね。

では、なぜ自宅死が起こるんですか、総理。潤沢にまだ余力がある、必要な医療を提供している、なぜ自宅死が起こるんですか、これほど。第五波に迫っていますよ。

先ほど様々な不都合があるとおっしゃいましたが、けれども、不都合で済むんですか、自宅死は。入院できずに亡くなった方というのは、不都合で片づけていいんですか、総理。

ちよつと総理、もう時間もないので、あと五分しかないので、総理にお伺いしますと、本当にその亡くなった方、自宅死遺族の会も今ありますよ。亡くなった方に対して何か言葉はないんですか、

総理、これまでの政策の問題など。今、医療が逼迫しているんですよ、地域によっては必要な医療が提供されていないんですよ。それに対して、最高責任者として、亡くなった方に対して何かお言葉はないんですか、総理。

○岸田内閣総理大臣 政治として、まずしっかりとした政策を進め、結果を出さなければならぬと思っております。引き続き努力は続けたいと思いますが、その中で、亡くなられた方に対して言葉がないかということについては、誠に、政治として、政治は結果責任でありますから、亡くなられたことについては、至らなかつたことはおわびを申し上げながら、そして、遺族の皆様方には心からお悔やみを申し上げながら、引き続き、国民の安心、安全のために努力を続けていきたいと考えております。

○長妻委員 やつと言っていたきましたね、これ。遅かつたんですけども、そこから始まるんですよ。六月までに司令塔機能を考えるという総理の発言、今年の六月まで、あれを早めていただきたいんですよ。

我々は、去年の六月に法律を出しまして、政府が反応しないので、今月また感染症法等、医療の司令塔を確保する法律を出しました。審議しないんですよ、自民党は。反応しないんです。

総理、六月なんと言っている場合じゃないですよ。医療について、問題はやはり偏在調整なんですよ。融通を差配する司令塔がないんですよ、国に。総理、首相官邸に。

例えば、自宅で療養する、施設で療養する方々。入院できない場合、そこにお医者さんを派遣をしていたら、あるいは御自宅でリモート、例えば、北海道のお医者さんが北海道にいながら、リモートだったら全国でできるわけですよ。そういうような融通ですね、医療資源の。

これを調整する機能が、今都道府県が相対でやっているんですよ、知事が、都道府県が。そうじゃないと、国が司令塔になって医療資源を融通し合うような仕組み。これは六月じゃ遅いんですよ、総理。

もう今年の初めから六月、六月とおっしゃっていますけれども、これは、我が党の法律を含めて、是非司令塔機能を早急に、早急に立ち上げること。はもう今週でもできますから、総理、是非やっていたらいいと思うんですが、いかがですか。

○岸田内閣総理大臣 新型コロナ対応につきましては、今内閣の中で、山際大臣、後藤大臣、堀内大臣を始め関係閣僚が緊密に連携してコロナ対応に当たっております。そして様々な指摘については謙虚に受け止め、そして改善すべきこと、取り組むべきこと、しっかりと進めていきたいと思っております。

そして、保険医療体制の在り方については様々な課題がある、これは承知をしておりますし、いろいろな議論があります。しかし、現下の危機的な対応において、必要なのは組織論ではないと思っております。是非、今のこの大臣の体制の中で、しっかりと、よりよく医療提供体制が機能するように努力をしていきたいと思っております。

○長妻委員 私も別に組織論なんて言っていないですよ。融通を指令する司令塔機能が官邸にないと言っているんですよ。全国に偏在している医療資源、これを必要なところに融通し合うような、そういう国の機能がないんですよ、今、総理。それを、総理、首相官邸につくっていただく。

組織なんか要らないですよ、初めは。総理が指示をして、各大臣、地方自治体、関係者を集めて、国が手当てするんだ、そういうような検討ぐらい始めてください。検討して、今週中からできればやっていたらいいんですが、いかがですか、総理。本当にそうですよ。

○岸田内閣総理大臣 御指摘の、病床とか医療スタッフ、医療人材の確保、調整ということについては、国として全体像を示し、そして基本的対処方針などの方針を示して、そして都道府県の計画策定を促し、そしてこの医療体制の自己点検を自治体に要請するなど、自治体と緊密に連携して取り組んでいます。

こうした体制の中で、よりこの体制を稼働させる、機動的に動かしていく、そのために必要なことについては、絶えず実態を検証しながら進めていかなければいけない、このように思っております。

○長妻委員 これで終わりますけれども、本当に、改めてこの質疑で、総理は平時の宰相であって、危機の宰相ではないというふうに思いました。よろしく願います。